

議案第90号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月3日 提出

境港市長 伊達憲太郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
境港市文化ホール
海とくらしの史料館
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
名 称 一般財団法人 境港市文化振興財団
所在地 境港市中野町2050番地
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(参 考)

指定管理者の概要

1 団体の所在地、名称及び代表者

所在地 境港市中野町2050番地

名 称 一般財団法人 境港市文化振興財団

代表者 理事長 足立 統一郎

2 設立年月日

平成5年10月14日

3 設立目的

境港市における芸術文化の振興及び伝統文化の振興と普及に関する事業を行い、心豊かなうるおいのある地域社会の創造に寄与する。

4 事業内容

(1) 芸術文化の振興に関する事業

(2) 芸術文化活動の奨励及び育成に関する事業

(3) 芸術文化に関する情報・資料の収集及び普及・啓発事業

(4) 伝統文化の振興と普及を図る事業

(5) 境港市が設置する文化施設の管理及び運営

(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(参 考)

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （省 略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（以下省略）

議案第 9 1 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
境港市民交流センター
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
名 称 きさらぎ・さんびる共同企業体
所在地 境港市馬場崎町 2 1 1 番地 1
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(参 考)

指定管理者の概要

1 団体の所在地、名称及び代表者

所在地 境港市馬場崎町 211 番地 1
名 称 きさらぎ・さんびる共同企業体
代表者 株式会社 きさらぎ
代表取締役 木村 光哉

2 構成団体

所在地 境港市馬場崎町 211 番地 1
名 称 株式会社 きさらぎ
代表者 代表取締役 木村 光哉

所在地 松江市乃白町薬師前 3 番地 3
名 称 株式会社 さんびる
代表者 代表取締役 田中 正彦

3 設立年月日

令和 3 年 5 月 13 日

4 設立目的

境港市民交流センターの指定管理者としての業務を行うこと。

5 事業内容

- (1) 市民がつどい、つながり、学びあう新たなコミュニティを創生するための企画及び実践並びにこれらを担う人材の育成に関する業務
- (2) 境港市民交流センターの施設及び設備の使用許可並びに使用料の徴収に関する業務
- (3) 境港市民交流センターの施設、設備及び器具の維持管理に関する業務
- (4) 舞台芸術、音楽、美術その他芸術文化事業の企画、制作及び実施に関する業務
- (5) その他、本企業体の目的の達成のために必要な業務及び境港市民交流センターの運営に関する業務